

# 第1回千葉海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和7年4月22日（火）午後3時20分から

2 場 所 千葉県自治会館 9階 第1・2会議室

## 3 出席者

委 員 石井 春人、鈴木 直一、佐久間 國治、中村 繁久、高橋 敏夫、

平島 孝一郎、佐藤 光男、松本 ぬい子、酒井 光弘、

小栗山 喜一郎、坂本 雅信、和田 一夫、黒沼 吉弘、

篠原 克二郎

専門委員 齋藤 御津久、嶋津 圭一

千葉県 熊谷知事

農林水産部 高橋部長

水産局 石黒水産局長

水産課 宮嶋課長、坂本副課長

篠原漁業調整班長

原口漁船漁業班長

漁業資源課 原課長、大槻副課長

赤羽資源管理班長

大藤漁場環境整備班長

漁港課 中古課長

水産事務所 銚子：末永所長、山下課長

館山：迫所長、中川課長、小宮主査

勝浦：荒井所長、田島技師

水産総合研究センター 信太次長

事務局 永野副技監、久野主査、高山副主査、川口副主査、岩崎主事

## 4 議事事項

（1）会長の選出

（2）議事録署名人の選出

（3）会長代理の選出

（4）太平洋広域漁業調整委員会の委員の選任

(5) 連合海区漁業調整委員会等の委員の選任

(6) 小委員会の設置及び委員の選任

## 5 議 題

(1) うみがめの採捕に係る委員会指示について

(2) その他

## 6 審議経過

### 【宮嶋水産課長】

ただいまから第23期千葉海区漁業調整委員会第1回委員会を開会いたします。

本日の委員会は第1回目でございますので、漁業法施行令第14条第1項ただし書の規定により、知事が招集いたしました。

私は水産課長の宮嶋と申します。しばらくの間、議事を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。

初めに、熊谷知事から御挨拶を申し上げます。

### 【熊谷知事】

皆様、こんにちは。第23期の千葉海区漁業調整委員会の第1回の委員会の開催に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

皆様には、千葉県の水産業の振興にそれぞれの分野、それぞれの地域で取り組んでいただいていることに、県を代表して心から感謝を申し上げたいと思います。

千葉県は、三方を海に囲まれ、東京湾、そして外房、銚子沖に至るまで、変化に富んだ豊かな漁場を有しております。沿岸から沖合の広い範囲で大小様々な漁業が営まれています。

この海区漁業調整委員会は、水面の総合利用による漁業生産力向上のため、漁業者間の調整を行うなど、本県の水産業の発展にとって極めて重要な役割を担っていただいております。委員の皆様方には、これから4年間、この重要な漁業調整に 御尽力をいただいくことになりますので、改めてどうぞよろしくお願ひをいたします。

さて、水産業を取り巻く情勢は皆様方が御承知のとおり、漁業者の減少、そして

海水温の上昇等、環境変動が目まぐるしく変化を続いている状況でございます。県としては、この状況の変化、しっかりと対応しながら、水産業を地域を支える重要な産業として発展させていくために、伴走型の就業支援を行う海洋人材確保・育成センター、こちらを今年度設置し、担い手の確保・育成にも取り組んでまいります。

また、引き続き、スマート水産業の推進などによる生産性の向上など、各種施策を展開してまいります。

また、令和9年に、全国豊かな海づくり大会がこの千葉県で開催をされます。水産資源の保護、そして海の環境保全などを呼びかける大会でありますので、改めて、漁業関係者や地域の皆様方と連携を密にして、大会を成功裏に進めるための準備をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

委員の皆様の御協力をいただきながら、これらの施策を進めるとともに、本県の海面における漁業操業秩序の維持を図り、円滑な操業確保に努めてまいりたいと思います。

是非、これから千葉県の漁業振興のために引き続きのお力添えを賜ることをお願いいたしまして、挨拶に代えたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

### 【宮嶋水産課長】

続きまして、委員の皆様を御紹介申し上げます。

漁業者委員の中村繁久委員です。高橋敏夫委員です。佐久間國治委員です。平島孝一郎委員です。鈴木直一委員です。佐藤光男委員です。酒井光弘委員です。松本ぬい子委員です。石井春人委員です。小栗山喜一郎委員です。坂本雅信委員です。和田一夫委員です。

学識経験委員の黒沼吉弘委員です。篠原克二郎委員です。

専門委員の齋藤御津久委員です。嶋津圭一委員です。

中立委員の本田直久委員、専門委員の田邊克巳委員におかれましては、本日欠席となっています。

ここで、熊谷知事は所用により退席させていただきます。

【熊谷知事】

失礼いたします。引き続きよろしくお願ひいたします。

【宮嶋水産課長】

続きまして、農林水産部職員を紹介させていただきます。

高橋農林水産部長です。石黒水産局長です。原漁業資源課長です。中古漁港課長です。漁業資源課、大槻副課長です。銚子水産事務所、末永所長です。館山水産事務所、迫所長です。勝浦水産事務所、荒井所長です。水産総合研究センター、信太次長です。

続きまして、委員会事務局から職員の紹介をお願いします。

【永野副技監】

それでは委員会事務局の職員を紹介させていただきます。

久野主査でございます。高山副主査でございます。川口副主査でございます。岩崎主事でございます。最後に、私、永野と申します。よろしくお願ひいたします。

【宮嶋水産課長】

それでは、議事に入ります。次第の5、仮議長の選出でございます。本日は初回の委員会でありまして、会長及び会長代理が決まっておりません。そこで、会長が選出されるまでの間、仮議長を立てる必要がございます。

慣例では農林水産部長が仮議長を務めておりますが、委員の皆様から御了解をいただければ、今回もそのように進めたいと考えます。委員の皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【宮嶋水産課長】

ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、高橋農林水産部長が仮議長を務めることとさせていただきます。それでは、高橋部長、よろしくお願ひいたします。

【高橋農林水産部長】

それでは、仮議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に御協力くださるよう、よろしくお願ひをいたします。

まず初めに、事務局から委員の出席状況について報告をお願いします。

【宮嶋水産課長】

本日出席できない旨の連絡がありました委員は、本田委員の1名です。したがいまして、委員全15名中14名と半数以上の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定により、本日の委員会が成立していることを御報告申し上げます。

【高橋農林水産部長】

ありがとうございます。

続きまして、次第の6、会長の選出についてでございます。会長につきましては、漁業法第137条第2項の規定により、委員の互選となっております。

これまでの慣例でございますと、推薦により選出をいただいたところでございますが、推薦による選出ということでおろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【高橋農林水産部長】

ありがとうございます。異議なしとの声をいただきました。

それでは、どなたか推薦ございますか。小栗山委員、お願いします。

【小栗山委員】

石井委員を推薦いたします。

【高橋農林水産部長】

ありがとうございます。小栗山委員から会長に石井委員をとの推薦の御発言がございましたけれども、皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【高橋農林水産部長】**

それでは、ただいま委員の皆様から御同意をいただいたところですが、石井委員、会長をお引き受けいただけますでしょうか。

**【石井委員】**

はい。

**【高橋農林水産部長】**

ありがとうございます。それでは、会長は石井委員に決定をいたします。  
会長が決まりましたので、私は仮議長の任を解かせていただきます。円滑な議事進行に御協力をいただきまして、ありがとうございました。

**【宮嶋水産課長】**

ありがとうございました。石井会長には会長席へお移りいただきたいと思います。  
それでは、石井会長から御挨拶をいただきたいと存じます。

**【石井会長】**

ただいま御推薦を得まして、第23期海区漁業調整委員会の会長を務めさせていただきましたことになりました石井です。

前期に続きまして、漁業調整を担う行政委員会の会長という大役を仰せつかることとなり、責任の重大さを感じております。当委員会が役割を果たせるよう、全力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様また県の皆様の御支援と御協力をどうぞよろしくお願ひいたします。

**【宮嶋水産課長】**

ありがとうございました。

それでは、会長が決定したところで暫時休憩とし、この後の進行を委員会事務局と交代させていただきます。

なお、ここで、高橋農林水産部長、石黒水産局長、中古漁港課長は所用により退席をさせていただきます。

( 休 憇 )

【永野副技監】

それでは、委員会を再開いたします。

まず、議長でございますが、委員会会議規程第3条に「会議の議長は、会長がこれを行う」と規定されておりますので、石井会長にお願いいたします。

【石井会長】

それでは、議事を進めさせていただきます。

まず、本日の議事録署名人についてでございますが、委員会会議規程第11条により、私が指名させていただきます。黒沼委員と和田委員にお願いします。

次に、会議次第第8の会長代理の選出ですが、事務局から説明をお願いいたします。

【永野副技監】

会長代理につきましては、漁業法施行令第13条第2項によりまして設置するもので、その職務は「会長が欠けたとき、または会長に事故あるときは、その職務を代理する」と規定されております。

また、選出方法は委員が互選すると定められておりまして、これまで2名が選出されております。

事務局からの説明は以上でございます。

【石井会長】

ただいま事務局から説明がありましたが、会長代理は従前から2名を選出しております。これまで問題が生じておりませんので、今期の委員会においても2名を選出したいと考えますが、いかがでしょうか。

( 「異議なし」 の声あり )

【石井会長】

よろしいでしょうか。異議なしとのことですので、会長代理は2名といたします。

次に、互選の方法ですが、従前から推薦により行われておりますので、今期の委員会においても同じ方法で進めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【石井会長】

異議なしとのことですので、推薦によることといたします。

それでは、会長代理の推薦をお願いいたします。佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】

鈴木委員と佐久間委員を推薦いたします。

【石井会長】

ただいま、鈴木委員と佐久間委員を推薦する御発言がございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【石井会長】

異議なしとのことですので、会長代理は鈴木委員と佐久間委員にお願いいたします。

それでは、会長代理の席にお移りください。

それでは、就任いただきましたお二人から御挨拶をお願いします。初めに、鈴木会長代理からお願いいたします。

【鈴木会長代理】

御推薦ありがとうございました。会長のよき補佐人として頑張ってまいりますので、皆様方の御協力よろしくお願いいいたします。

【石井会長】

続いて、佐久間会長代理、お願ひいたします。

【佐久間会長代理】

推薦いただきました佐久間です。微力ではございますが、誠心誠意、会長を補佐してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

【石井会長】

ありがとうございました。

ここで、事務局と議事進行を打合せしますので、暫時休憩といたします。皆様にはしばらくこの部屋でお待ちいただきたいと思います。

( 休 憩 )

【石井会長】

それでは、委員会を再開いたします。

会議次第第9の太平洋広域漁業調整委員会の委員の選任、会議次第第10の連合海区漁業調整委員会等の委員の選任と、会議次第11の小委員会の設置及び委員の選任については関連がありますので、一括上程することとしてよろしいでしょうか。

( 「異議なし」 の声あり )

【石井会長】

異議なしとのことですので、会議次第第9、会議次第第10と会議次第11を一括上程いたします。

事務局が素案を用意しているとのことですので、皆様の御了解をいただければ、それをたたき台として検討したいと考えますが、いかがでしょうか。

( 「異議なし」 の声あり )

【石井会長】

異議なしのことですので、事務局より素案の説明をお願いいたします。

【永野副技監】

ただいまから資料をお配りしますので、しばらくお待ちください。着座にて失礼いたします。

(資料配付)

【永野副技監】

ただいまお配りした資料は2枚組でございまして、資料1-1が、広域漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会、小委員会等の組織や役割について表になっております。

もう一枚の資料1-2は、これら委員会などの選任素案でございます。左の欄が委員区分、役職、氏名で、上の欄が各委員会の名称と定数となってございます。また、表中の黒い丸は第22期からの継続、白い丸は第23期からの新規を表しております。

まず、選任素案の作成に当たっての考え方でございますが、これまでの考え方を踏襲いたしまして、会長は全ての委員会に御参加していただきます。②として、会長代理につきましては、全ての委員会に少なくともどちらか1名が参加していただくという形で考えております。

3番目としまして、継続性を重視いたしまして、なるべく前期の再任を優先することを基本といたしまして、それに付け加えて、さらに地域性と漁業種類を考慮させていただきました。

4、また、一部の連合海区におきましては、過去の調整の経緯及び漁業関連法令に精通している篠原委員に御参加いただきたいと考えております。

まず、資料1-1を御覧ください。委員会部分の一番左の広域漁業調整委員会でございますが、この委員会は、都道府県の区域を越えて広域的に分布する資源を利用する利用者の調整を行うため、漁業法第152条の規定によりまして、常設の機関として国が設置するものでございます。

本県が所属いたしますのは太平洋広域漁業調整委員会でございまして、委員は、各海区で互選された委員が18名、それに漁業者代表が7名、学識経験が3名、合計28名

で構成されておりまして、主にクロマグロ及び太平洋南部キンメダイ等の広域資源管理を協議いたします。

続きまして、その下側、連合海区漁業調整委員会です。この委員会は、2つ以上の海区にわたる漁業調整を行うため、漁業法第147条の規定により必要に応じて設置されるものです。

本県が関わる連合海区は全部で3つございまして、1段目、一都二県連合海区漁業調整委員会は、千葉、東京、神奈川の一都二県で構成され、海ほたる周辺海域での水産動植物の採捕と遊漁船業について協議し、採捕及び遊漁の案内を禁止する委員会指示を発出しています。

2段目、一都三県連合海区漁業調整委員会につきましては、千葉、東京、神奈川、静岡の一都三県で構成されておりまして、関東近海のアジ・サバ漁業の調整を行っております。

3段目、千葉・東京連合海区漁業調整委員会につきましては、伊豆諸島周辺海域のアジ・サバ漁業の調整を行っております。

その下、次に、連合海区協議会です。この協議会は、県をまたがる漁業調整を行うために設置されているものです。

1段目の千葉・茨城連合海区協議会では、中小型まき網漁業とサヨリ引き網漁業の相互入会操業と千葉県のはえ縄漁業の茨城県海域への入会操業の調整を行っています。

2段目の千葉・神奈川連合海区漁業調整委員会協議会は、千葉県の中型まき網漁業の神奈川県海面への入漁の調整を行っています。

最後に、小委員会です。小委員会は本委員会での協議に先立ち、特定事項の調査などを行うために、千葉海区漁業調整委員会会議規程第9条の規定により、必要に応じて設置されるものです。前第22期の委員会では、漁業権一斉切替えに応じて設置・協議をしておりました。

それでは、資料の1-2、選任案について御説明させていただきます。太平洋広域漁業調整委員会の本県の定数は1名でございますので、石井会長を案としてお示しいたします。なお、本委員の任期は本年9月30日までとなってございます。

次に、左から2番目となります、一都二県連合海区漁業調整委員会は定数が4名でございますので、石井会長、佐久間会長代理、中村委員、高橋委員の4名を案としてお示しいたします。

次に、右隣の一都三県連合海区漁業調整委員会につきましては、定数3名でございます。石井会長、鈴木会長代理、篠原委員の3名を案としてお示しいたします。

次に、中央辺りにあります、千葉・東京連合海区漁業調整委員会は定数5名でございます。石井会長、鈴木会長代理、佐藤委員、酒井委員、篠原委員の5名を案としてお示しいたします。

続きまして、千葉・茨城連合海区協議会は定数8名でございます。石井会長、鈴木会長代理、酒井委員、小栗山委員、坂本委員、和田委員、篠原委員、田邊委員の8名を案としてお示しいたします。

続きまして、千葉・神奈川連合海区漁業調整委員会協議会は定数3名でございます。石井会長、佐久間会長代理、松本委員の3名を案としてお示しいたします。

最後に、小委員会でございますが、今期においては、漁業権切替えに当たり、協議の必要が生じた場合には、改めて小委員会の設置を御審議いただく予定でございます。設置する場合には、地域性を考慮した選出案となります。

小委員会は、これまでと同じく、浦安市から富津市までを「内湾地区」、鋸南町から鴨川市までを「安房地区」、勝浦市から銚子市までを「夷隅・銚子・九十九里地区」として、県内を3地区に区分して設置する案をお示しいたします。

また、委員構成につきましても、これまでと同じく、会長、会長代理、学識委員と中立委員の皆様には3地区全てを担当していただきまして、そのほかの委員の皆様につきましては、それぞれの市町村が含まれている地区を担当する考えです。

具体的には、石井会長、鈴木会長代理、佐久間会長代理、黒沼委員、篠原委員、本田委員の6名は3地区全てに加わっていただきまして、併せて、内湾地区には、中村委員、高橋委員の計8名、安房地区には、平島委員、佐藤委員、松本委員、齋藤委員の計4名、夷隅・銚子・九十九里地区には、小栗山委員、坂本委員、和田委員、鳴津委員、田邊委員の計5名を案としてお示ししてございます。

選任案の説明は以上でございます。御審議くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

### 【石井会長】

説明が終わりましたので、御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。

特に御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

会議次第第9の太平洋広域漁業調整委員会の委員の選任、会議次第10の連合海区漁業調整委員会の委員の選任と、会議次第11の小委員会の設置及び委員の選任の原案に賛成の委員は举手を願います。

(举手全員)

**【石井会長】**

举手全員によりまして、会議次第9から11までを原案どおり可決・決定します。次に、会議次第12の議題に移ります。第1号議案「ウミガメの採捕に係る委員会指示について」を上程いたします。事務局より朗読と説明をお願いいたします。

**【高山副主査】**

(朗 読)

続けて御説明いたします。

海洋生物の保護に関する国際世論の高まりを受けまして、ウミガメの管理・保存の適正化を図るため、ウミガメの採捕を適正に規制するよう平成4年に国から通知があり、本県では、平成4年6月からウミガメの採捕を制限する委員会指示を毎年発出しているところです。

現行の委員会指示が本年5月31日をもってその有効期間が満了になることから、今後の取扱いについて検討したところ、この委員会指示は、ウミガメの管理・保存に一定の役割を果たしていること、また、内容を改正するような特段の情勢の変化もないことから、従来どおりの内容で発出していくことが適当と考え、本日お諮りするものです。

それでは、第1号議案に関する改正点について御説明しますので、資料の2ページを御覧ください。委員会指示の今回の改正点につきましては、この指示案のアンダーラインを付しました委員会指示番号と発出年月日を更新しようとするものでございます。そのほかについては従来どおりの内容となっております。

次に、ウミガメ採捕承認の概要を御説明いたしますので、資料の10ページを御覧ください。こちら10ページ、表の左側が令和5年度、右側が令和6年度のそれぞれの採捕対象機関と採捕結果の概要となっています。

初めに、令和5年度の承認の状況ですが、公的試験研究機関の指導の下に申請のありました県水産事務所と銚子市から富津市までの間の17の市町村のほか、鴨川シーワールド水族館などの公的試験研究機関、合わせまして26件を承認しております。

採捕結果については、死亡個体の採捕が合計63個体、生体の保護等の個体が3個体、卵の移設は4市町及び鴨川シーワールドで、合計1,019個でございました。

次に、令和6年度については、右側が令和6年度の概要になっております。こちらは1月末時点で集計した採捕状況となっております。令和6年度の承認の状況は、令和5年度と同様に、公的試験研究機関の指導の下に申請のありました県水産事務所、銚子市から富津市までの間の17の市町村のほか、鴨川シーワールド水族館などの公的試験研究機関、計26件でございました。

採捕結果につきましては、死亡個体が44個体、生体の保護等が鴨川シーワールド水族館で3個体、卵の移設は白子町、御宿町、鴨川シーワールドで、合計813個体でございました。

次に、本資料とは別にお配りしております、右上に資料2と書かれたA3の資料を御覧ください。こちらは、現在採捕承認をしております試験研究機関4機関の令和4年度から6年度までの3年間の報告概要を取りまとめたものです。表の項目は、左側から承認年度及び承認番号、目的、計画内容、主な成果となっており、承認機関ごとに表を取りまとめしております。上から順に、研究機関ごとに御説明します。

まず、鴨川シーワールドにつきましては、ウミガメの繁殖生態の解明を目的として、シーワールド前の東上海岸を中心に、市内の海岸へのウミガメの上陸・産卵調査を実施するとともに、ふ化に不適と判断された場合は、卵を施設内に収容し、ふ化率の調査を実施しております。また、一部の個体は継続して飼育を行い、成長に関する調査を行うとともに、飼育終了後は、マイクロチップをウミガメに装用した上で放流しております。

結果については記載のとおりでございます。鴨川市内の産卵件数につきましては、この3年間では3件から4件の間で推移をしております。また、これまでの調査から、上陸・産卵回数は、原因は不明とのことですが、2012年をピークに減少しているとのことでした。また、保護個体の放流につきましては、水温の上昇が見込まれる今年の6月以降に放流を実施するとの予定と聞いております。

次に、下段の日本獣医生命科学大学におきましては、ウミガメの極めて乏しい

病理解剖・病理組織学的データを収集することを目的とし、混獲死及び死亡漂着した個体の病理解剖を継続して実施しております。これまでの調査から、死滅線虫が確認されたほか、病理検査データでは、全身性うつ血や肺水腫など他国の報告と一致する点が多いと聞いております。

次ページにお進みください。資料上段、千葉県立中央博物館においては、基礎生態情報を収集するため、死亡漂着した個体あるいは産卵巣に取り残されて死亡したカメ幼体について、甲長等を測定するとともに、DNA解析用の組織の採取、保存用の標本の作製等を行う計画となっております。

これまで、アオウミガメ1個体、不明種1個体の標本作成等を行われています。令和6年度につきましては、ウミガメの漂着また産卵巣がなかったため、実績はありませんでした。

最後に、水産研究・教育機構水産資源研究所においては、日本沿岸に来遊するウミガメ類の基礎的な生態情報を把握するため、漂着・混獲個体の種組成、甲長分布、胃内容物調査、また、令和3年度から4年度にかけては、電子タグ装着による移動経路の調査を実施しております。

右側の結果を御覧ください。3年間で計208個体の漂着・混獲個体の調査を実施しております。これまでの調査から、甲長ピークが成熟前であり、房総半島周辺は未成熟のウミガメにとって重要な餌場と推測されること、性比は雌の割合が高いことなどの成果が得られております。

電子タグの標識放流では、館山沖から相模湾、東京湾に滞在後、夏から秋は三陸沖、冬については南鳥島近くに移動・滞在していることを確認しております。

資料下段、6年度の結果については記載のとおりであり、37個体の調査を実施しており、また、アカウミガメ9個体については、ミトコンドリアDNAの遺伝子分析を実施中のことです。

個別の説明は以上でございますが、このように各研究機関から様々な角度でウミガメ資源の保護等に必要となるウミガメの基礎生態の解明に向けた研究データの蓄積が行われており、ウミガメ資源の保護に寄与するものと考えております。

本日原案を可決いただいた場合、本資料3ページ、4ページにあります取扱要領の1に該当するものから申請があった際には、従来どおり、事務局で承認事務を執り行わせていただきたいと考えています。

説明は以上になります。よろしく御審議いただきますようお願ひいたします。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、御意見、御質問等ありましたらお願ひいたします。  
何かございませんか。黒沼委員、どうぞ。

【黒沼委員】

御説明どうもありがとうございます。

たしか、今から2年前の委員会において同様な御質問をしました。報告書がないと、私たち委員としては、どのような段階で、どのような研究をしたのか結果が分からないので、判断できないという話をしまして、この資料を昨年度から作っていただいて、本当にありがとうございます。今年はさらに充実して、2枚もA3で書いていただいて、すばらしいと思うんですけれど。

そこで、1つ次の段階として、質問ですが、この目的を各研究機関がどこまで達成しているのか、あるいは、どこの段階にあるのかということを明確にしていただくようなことはできるんでしょうか。この報告書の中でですね。

例えば、東京大学大気海洋研究所はこれまで継続していたものを4年に終了しているんですね。そこでどんな結果が出たのか、それを見せていただいた方が、我々もどれだけ貢献しているのか分かると思います。このようなことを一言書いて いただければ大分違うのではないか、と思ったものですから御質問しました。

よろしくお願ひします。

【石井会長】

事務局、お願ひします。

【高山副主査】

東京大学大気海洋研究所においては、令和4年度までの承認ということで、今回の資料からは除かせていただきました。その後の研究成果については取りまとめがされていると思いますので、聞き取り等を行いまして、今後、結果については委員会で御説明させていただきたいと思います。

【石井会長】

黒沼委員。

【黒沼委員】

ありがとうございます。こういった結果は、それぞれの研究機関だけで研究していると、繋がりがなくなってしまうのが大きな問題だと思うんです。我々はこれを見て、おたくの機関、これとこれと一緒にやつたらどうですか、というような提案もできると思いますので、ぜひ結果のところまで見せていただければと思います。よろしくお願ひします。

【石井会長】

事務局、よろしくお願ひします。

そのほかに何か御意見、御質問等ございましたら。ほかにございませんか。

ほかに特に御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第1号議案、「ウミガメの採捕に係る委員会指示について」の原案に賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

【石井会長】

挙手全員によりまして、第1号議案は原案どおり可決・決定します。

なお、委員会指示については公示する必要がございますが、この県報登載に当たり、県の文書担当課との調整により字句等に軽微な修正が必要となった場合には、私と事務局に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【石井会長】

異議なしのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に、議題2のその他ですが、皆様、何かありますでしょうか。何かございま

せんか。

特になれば、本日の議題全てを終了します。

次に、会議次第13の「その他」ですが、皆様、何かありますか。

特になれば、水産課から報告をお願いいたします。

### 【原口班長】

水産課漁船漁業班の原口と申します。資料3を御覧ください。

本年3月に、千葉海区漁業調整委員会会長と県水産課長が立会人となっております内房海域における操業協定が更新されましたので、御報告いたします。

本協定は、内房海域におけるまき網の操業に関して、まき網漁業者と釣り漁業者との間で昭和47年から取り交わされているもので、近年は5年ごとに書面の持ち回りにて協定が更新されています。

協定の内容につきましては、調整問題も起きていないことから、従前と同じ内容で協定が締結されたところです。

なお、まき網漁業の操業自肅海域のうち、明確に定められていなかった根の位置等については、緯度・経度表記の追加により明確化されました。

次のページに、個人情報を省いた協定書の概要版を添付しております。

説明は以上です。

### 【永野副技監】

事務局です。事務局のほうから補足的に説明をさせていただきます。

今、水産課のほうから御報告のありました協定についてでございますが、会議次第とは別にA4・1枚の協定書の写しを皆様にお配りさせていただいてございます。ご覧のとおり、住所と個人名、さらに押印という形で、個人情報が記載されています。

今後、海区委員会の会議資料については、できる限り公開していきたいと考えております。その中で個人情報を守りながら公開していくか方法としまして、今回、概要版ということで、このような個人情報を除いた資料を別に作成しました。

今後、このような資料につきましては、同様に個人情報を除いたものを公開版として作成し、公開していくことで対応していきたいと考えております。

以上でございます。

【石井会長】

ただいまの報告について、質問等ありましたらお願ひいたします。ございませんか。  
御意見もないようですので、続いて、漁業資源課から報告をお願ひいたします。

【赤羽班長】

漁業資源課資源管理班の赤羽です。資料4をお手元に御用意ください。  
初めに、資料4-1により太平洋クロマグロの資源管理について説明いたします。  
太平洋クロマグロは、国際的な取決めにより各国の漁獲枠が設定されており、  
我が国に割り当てられた漁獲枠は、国が漁獲可能量制度に基づき都道府県や大臣管理  
の漁業等に配分し、各々が管理しています。

千葉県における数量管理については、小型魚の漁獲可能量は漁業種類別及び地区別  
に、大型魚の漁獲可能量は漁業種類別に配分し、漁船漁業では管理期間を4期で、定  
置漁業では通年で管理しています。令和7管理年度当初の小型魚・大型魚の当初配分  
は、次の表のとおりです。

数量管理の年間スケジュールについては、4月1日から当初配分に基づき各地区で漁  
獲管理が開始され、6月頃には前管理年度の未利用分に係る繰越し配分が予定されま  
す。管理期間の後半には、調整が整った場合には、都道府県等との融通や他県からの  
譲渡による追加配分があります。また、1月以降、漁業種類別の漁獲量が漁獲可能量  
の9割を超える恐れがある場合には、県で留保する漁獲可能量を各漁業種類に放出す  
ることによる追加配分があります。管理期間終了は3月31日です。

次のページ、資料4-2を御覧ください。昨年度、令和6管理年度のクロマグロの漁  
獲管理につきまして、3月の委員会の後、他県からの譲渡により管理区分の数量に変  
更が生じておりますので、御報告させていただきます。

それでは、小型魚から御説明させていただきます。まず、③の列を御覧ください。  
3月14日に他県からの譲渡が0.1トンございまして、配分比率に基づき、漁船漁業等の  
夷隅地区に0.1トン配分いたしました。これによりまして、令和6年管理年度の最終的  
な配分量は、④の列のとおり、銚子・九十九里地区が17.5トン、夷隅地区が32.2トン、  
安房地区が16トン、定置漁業が19トン、県留保の残が0.4トンで、合計85.1トンにな  
っております。

なお、令和6年管理年度末現在の漁獲実績と消化率は⑤と⑥の列に記載のとおりで、

県全体では、漁獲実績が76.3トン、消化率は90%となっております。

次に、下段の大型魚ですが、③の列のとおり、小型魚と同日付で他県からの譲渡が1.7トンございまして、配分比率に基づき、漁船漁業等に1.6トン、定置漁業に0.1トン配分いたしました。

これによりまして、令和6年管理年度の最終的な配分量は、④の列のとおり、漁船漁業等が55.2トン、定置漁業が4.9トン、県留保が1トン、合計61.1トンとなっております。

また、令和6年管理年度末現在の漁獲実績と消化率は、⑤と⑥の列に記載のとおりで、県全体では漁獲実績が56.9トンで、消化率が93%となっております。

次のページ、資料4-3を御覧ください。令和7年管理年度におけるクロマグロ小型魚の漁獲状況について御報告いたします。

令和7管理年度のクロマグロ小型魚については、国から本県に81.5トンの配分があり、4月から管理を開始したところですが、銚子・九十九里地区の漁船漁業において、令和7年4月8日現在で漁獲量が6.65トンとなり、令和7管理年度の4月から6月までの漁獲可能量5.5トン及び7月から9月までの0.5トンを超えたことから、漁業法第33条の規定により採捕の停止を命令することとしております。千葉県報への告示については、4月25日に手続を行っているところです。

これに伴い、令和7年4月26日から令和7年9月30日までの間、銚子・九十九里地区の漁船漁業等においては、クロマグロ小型魚の採捕をしてはならないこととなります。4月20日時点の小型魚の漁獲実績については、資料の中段にある1の表に整理しております。銚子・九十九里地区以外では、定置漁業においても漁獲が進んでいる状況です。

本年度は、クロマグロが増えていることに加え、小型魚の一尾当たりのサイズが大きいものが多く、銚子・九十九里地区においては、4月5日及び7日の漁獲により、漁獲可能量に対する漁獲量の割合、消化率が51%だったところ、8日に3トン以上の水揚げがあり、漁獲可能量を終えました。そのため、同日、採捕停止について関係漁協に連絡しました。

クロマグロ大型魚の漁獲状況については、漁船漁業、定置漁業ともに漁獲が始まっていますが、漁獲可能量を逼迫する状況にはありません。

以上です。

【石井会長】

ただいまの報告について、質問等がありましたらお願ひいたします。何かございませんか。よろしいですか。

特に御意見もないようですので、会議次第13の「その他」を終了し、会議次第14の事務局連絡事項に移ります。それでは、事務局よりお願ひいたします。

【高山副主査】

(事務連絡)

【石井会長】

それでは、これをもちまして、第1回千葉海区漁業調整委員会を閉会します。皆様、お疲れさまでした。

午後4時17分　閉会